

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成23年7月5日

★ 長崎県消費生活センターからの県内情報です。

「民泊でお世話になったのでカニを送ります」という電話に、「すみませんね」と答えたら、代金引換配達でカニが届いた！！

〈相談内容〉

- 民泊受入家庭に「今、北の地方へ旅行にきている。以前民泊でお世話になったのでカニを送る」と個人名で電話があった。その名前にかすかに記憶があったので「本当ですか、すみませんね」と答えたら、後日、身に覚えのない業者からカニが代金引換配達で届いた。仕方なく1万円支払ったが、よくよく考えると契約に同意していないのに納得できない。

(60代 女性)

※今回の事例についてはクーリングオフの手続きも行いました。この他、似たような相談を複数件うけています。

〈消費生活センターからのアドバイス〉

- ☆「すみませんね」や「はい」という返事をさせることで、勝手に商品を送りつける手口です。このような場合は、受け取ることも支払う必要もありません。
- ☆平成21年12月1日から、カニなども訪問販売や電話勧誘販売などにおいて、購入した状況によってはクーリングオフできるようになりました。
- ☆今回のような事例に限らず、消費者トラブルがありましたら早めに、最寄りの消費生活センターにご相談下さい。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター (095-829-1234)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	島原市消費生活センター (0957-62-9100)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
	他各市町相談窓口